

別 紙

随 意 契 約 理 由 書	
所 属 名	教育庁 教育総務局 総務課
工事年度及び番号	令和5年度 教総 第101号
工 事 名	和歌山県立近代美術館昇降機1・2・3号機改修工事
工 事 場 所	和歌山市吹上1丁目4-14
<p>随意契約理由</p> <p>○ 適用する地方自治法施行令の条項 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>○ 理由 本工事は、近代美術館に設置している三菱電機ビルソリューションズ株式会社（以下、「三菱電機」という。）製の昇降機1・2・3号機について、構造変更等するものである。</p> <p>昇降機の耐用年数が17年であるところ、3機ともに平成6年に設置されてから28年が経過している。さらに2号機については、令和5年12月に部品供給が終了予定であり、それに伴い保守点検業務が部品供給終了後は委託できなくなるなど、早急な更新が必要となる。</p> <p>また、当館の著作権を保有している株式会社黒川紀章建築都市設計事務所（以下、「黒川事務所」という。）から、各昇降機及び昇降機周辺は現行に近い意匠とした改修工事を行う意向が示された。（現行法規の関係で現行と同一のデザインにすることは不可。）</p> <p>黒川事務所の意向に対応するためには、既設昇降機の部品を一部流用するなど特殊な技術が必要となり、施工できる業者は精通している三菱電機のみとなる。</p> <p>当初は、公共建築課による入札を実施する予定であったが、これらのことから、競争性がなくなる入札は公共建築課では実施できないと判断され、所属で随意契約をするよう指示があった。（ただし、施工内容の確認等、技術協力はすること。）</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び和歌山県財務規則の運用について（依命通達）第109条関係第1項第5号（特定の者でなければ履行できないもの）に基づき随意契約を行う。</p>	

※近代美術館及び博物館を建築する際、設計監理業務を行った黒川事務所が、両館の建築物（内装・外装すべて含む。）及び両館敷地内工作物の著作権を保有している。
（著作権法 第四節 保護期間）